

大洗町こうのとりのり応援事業（生殖補助医療費等補助事業）



大洗町では、不妊治療（生殖補助医療等）を受けられる方の経済的負担の軽減を図るため、治療費を助成します。

対象者

- ① 治療期間初日の妻の年齢が43歳未満
- ② 婚姻の届出をしている夫婦または事実婚関係にある方で、申請時点で夫婦の双方または一方が、大洗町に1年以上住所を有していること
- ③ 町税を完納していること

対象治療・助成限度額

治療の種類	治療の内容	助成限度額 ※1
生殖補助医療	体外受精、顕微授精など ※2	1回の治療につき上限20万円まで
男性不妊治療	精巣または精巣上体から精子を採取するための手術	1回の治療につき上限10万円まで
一般不妊治療	不妊検査・人工授精など	1年度につき上限5万円まで

※1：自己負担額に対する助成です。（治療に関係のない費用は助成対象外）

領収書・診療明細書等で治療費が確認できない場合、その治療費が助成対象外となる場合があります。

※2：先進医療の併用も助成の対象となります。

申請方法

必要書類を申請窓口まで申請してください。

要件の確認ができない場合、下表以外の書類が必要となる場合があります。

必要書類	
★	① 大洗町生殖補助医療費等補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
★	② 大洗町生殖補助医療等受診等証明書（様式第2号） もしくは大洗町一般不妊治療受診等証明書（様式第3号） ※医療機関に作成依頼が必要です
★	③ 医療機関の発行した生殖補助医療費に係る領収書及び明細書の原本
★	④ 通帳もしくはキャッシュカード等のコピー（口座番号、支店名、口座名義人が分かる物）
★	⑤ 治療対象者の健康保険証
○	⑥ 限度額認定証 ※マイナ保険証で高額療養費制度の利用の情報提供に承諾いただいている場合は不要です
○	⑦ 高額療養費支給決定通知（支給を受けた場合のみ）
○	⑧ 事実婚関係に関する申立書（様式第4号）（事実婚関係にある方の場合のみ）

★必須書類 ○該当者のみ必要

申請期限

- ・ 治療が終了した日から原則6か月を経過する日の属する月の末日までに申請してください。
- ・ 高額療養費に該当する方は、支給額を証明する書類も併せて提出してください。

【申請窓口・お問い合わせ先】 大洗町役場こども課 子育て支援係
〒311-1305 大洗町港中央 26-1（ゆっくら健康館1階）
TEL：029-212-7560 / Mail：kodomo@town.oarai.lg.jp

助成回数

- (1) 生殖補助医療 … 計 10 回まで※3
男性不妊治療

※3：助成を受けた後、出産（12 週以降に死産に至った場合も含む）した場合は、助成回数をリセットすることができます。

- (2) 一般不妊治療 … 1 年度につき、上限額 5 万円に達するまで（複数回申請可）

茨城県内医療機関一覧

公益社団法人日本産科婦人科学会における生殖補助医療（体外受精、顕微授精）登録施設です。

（日本産科婦人科学会HPより 令和5年9月20日現在）

医療機関名	電 話
おおぬきARTクリニック水戸（水戸市）	029-231-1124
石渡産婦人科病院（水戸市）	029-221-2553
中央泌尿器科クリニック（水戸市）	029-302-5243
福地レディースクリニック（日立市）	0294-27-7521
いがらしクリニック（龍ケ崎市）	0297-62-0936
根本産婦人科医院（笠間市）	0296-77-0431
筑波大学附属病院 患者さま専用回線（つくば市）	029-853-7668
筑波学園病院（つくば市）	0570-03-1335
つくばARTクリニック（つくば市）	029-863-6111
つくば木場公園クリニック（つくば市）	029-836-4123
遠藤産婦人科医院（筑西市）	0296-20-1000
小埜医院（小美玉市）	0299-58-3185

先進医療実施医療機関一覧

不妊治療に関する一部※4の先進医療技術を実施している茨城県内の医療機関です。

（厚生労働省HPより 令和5年9月1日現在）

先進医療技術名	医療機関名	電 話
タイムラプス撮影法による受精卵・胚培養	おおぬきARTクリニック水戸（水戸市）	029-231-1124
	つくば木場公園クリニック（つくば市）	029-836-4123
強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術	おおぬきARTクリニック水戸（水戸市）	029-231-1124

※4：先進医療技術は上表以外もあります。詳しくは厚生労働省 HP、医療機関にご確認ください。

【先進医療とは】

・厚生労働大臣が承認した先進性の高い医療技術のことで、医療技術ごとに適応症および実施する保険医療機関（高度な技術を持つ医療スタッフと設備を有する医療機関）が特定されています。



申請を希望の際は、
事前にこども課までご相談ください。